



【発信日】令和5年12月27日

【問い合わせ先】

大野市役所（2階 24番窓口）

行政経営部総務課 多田

電話 0779-66-1111 内線 2600

職員の懲戒処分について

下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 事案の概要

令和4年9月1日、大野市中野町4丁目の調整池の清掃作業を実施した際に刈り取った草、約300キログラムを大野市蕨生の市道荒島岳線の脇に投棄した。

令和5年12月19日付けで、市職員3人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により罰金の略式命令を受けた。

2 処分年月日

令和5年12月27日

3 所属部課名

くらし環境部建設整備課

4 処分内容等

職名等	年齢	性別	処分内容（懲戒処分）
課長補佐	51歳	男性	減給10分の1 2か月
業務職員	46歳	男性	減給10分の1 2か月
業務職員	66歳	男性	減給10分の1 2か月

5 その他

次のとおり管理監督者等に対し指導上の措置を講じた。

- ・管理監督者 ぐらし環境部長 訓告（文書）
建設整備課長 訓告（文書）
- ・作業関係者 業務職員5名 口頭訓告